

令和6年度「宇都宮市ふるさと納税公益活動支援事業」対象団体募集要項

1 目的

市民の公益に資する活動の維持・強化を図るため、ふるさと納税制度を活用し、本市が寄附の受け入れ先となり、公益活動団体（以下「団体」という。）の「資金調達」を支援します。

また、本市のふるさと納税の使途として、団体の活動や、公益的な特定の事業を指定し、本市への愛着や親しみを持っていただくことで、より一層の寄附受入の拡大を図ります。

2 補助申請対象団体

次のいずれかに該当する団体とします。

- (1) 特定公益増進法人
- (2) 特定非営利活動法人
- (3) 認可地縁団体

3 補助申請対象団体の条件

対象団体は、以下の条件を全て満たす団体とします。

- (1) 宇都宮市内に事業所がある団体
- (2) 市内でおおむね1年以上の継続的な活動が行われている団体
- (3) 寄附による補助額が目標額に達しなくても事業を実施できる団体
- (4) 市税を完納している団体
- (5) 法令違反、公序良俗に反する活動をしていない団体
- (6) 宇都宮市暴力団排除条例（平成23年宇都宮市条例第37号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと、又は同条第3号及び第4号、第5号に規定する暴力団員、暴力団員等が役員ではないこと、若しくは暴力団と密接な関係がないこと

4 補助対象となる経費

補助金の対象経費は、以下の条件を全て満たす経費とします。

- (1) 団体の活動経費のうち公益的な事業に必要な経費であること
- (2) 主として市内において実施する事業に必要な経費であること
- (3) 原則、市の事業年度内に支出が完了する経費であること

5 提出書類

- (1) 交付対象指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業収支予算書（様式第3号）
- (4) 前年度事業報告書・決算書
- (5) 定款
- (6) 法令順守宣誓書（様式第4号）
- (7) その他参考となる書類

※ 各様式は本市のホームページ

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>に掲載してあります。

6 補助申請対象団体の募集期間

令和6年6月30日（日）まで

7 提出先・提出方法

〒320-8540（市役所専用郵便番号）

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 魅力創造部 都市ブランド戦略課 魅力政策グループ
（宇都宮市役所7階）

電話：028-632-5037（直通）

Email：u42000500@city.utsunomiya.tochigi.jp

※ 郵送または電子メールでの提出可。提出部数は、各1部です。

※ 内容に質問がある場合は、電話又は文書にてお問い合わせください。
（文書の場合は、電子メール、郵送又は持参により提出してください。）

8 審査方法

事業計画等に基づき、書類審査を実施し、有識者等で構成する審査会に意見を求めます。

※ なお、必要に応じて、各団体からヒアリングを行う場合があります。

9 指定

審査会の結果を受けて、市で交付対象指定の可否について7月末までに決定し、各指定団体あてに通知します。

10 寄附の方法

- ・ 寄附者は、指定団体を選択し、寄附を行います。
- ・ 専用のふるさと納税募集サイトや本市のホームページに掲載し、広く寄附者を募集します。

11 寄附金の募集期間

令和6年10月頃から令和6年12月末

目標額を達成した場合は、その時点で募集を終了します。

12 補助額

- ・ 指定団体が設定した寄附目標金額を上限に寄附金から寄附受入にかかる事務経費相当額(寄附総額の12%+税)を差し引いた額を補助額とします。
- ・ 寄附目標額を超過した寄附金については、関連する本市施策において活用します。
- ・ 寄附額が、寄附募集期限までに目標金額に達しない場合は、それまでに集まった寄附額から寄附受入にかかる事務経費相当額を差し引いた金額を交付します。
 - ※ 寄附目標額を設定する際には、集まった寄附金から事務経費相当額が差し引かれることに留意してください。
 - ※ 寄附目標額と同額の交付を確約するものではありません。より多くの寄附者を募集できるよう、各指定団体による広報活動に努めてください。
 - ※ 本寄附金は、補助金として交付するため、認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テストの絶対値基準の対象外となります。

13 事業実施期間

原則として、事業を実施する日から、当該年度の3月末までに事業を完了してください。

14 補助金の返還

指定団体が次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金を返還いただきます。

なお、返還金は関連する本市施策に充てることとします。

- (1) 宇都宮市ふるさと公益活動支援事業補助金交付要綱に違反したとき
- (2) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 補助金を交付決定の内容や交付条件、法令等に違反したとき
- (5) 補助事業を実施しなかったとき
- (6) 補助事業の事績報告を怠ったとき

15 その他

- ・ 団体から寄附者に対し、HP等を活用した活動実績の周知を行うなど、寄附者が活動に継続して関心を持ってもらうための積極的な取組をしてください。
- ・ ふるさと納税募集サイトの掲載にあたっては、本市と団体で協議し、画像やデータの提供をいただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

16 お問い合わせ

「7 提出先」に記載の連絡先までお問い合わせください。